

## 日本交通心理学会倫理綱領

### 前文

日本交通心理学会（以下、「本学会」とする）は、日本交通心理学会会則第 2 条に基づき、本学会の目的の達成に関わり、交通心理学に関わる研究および実践活動を行う学会員に対し、その適正を期するため、この倫理綱領を定める。

### 〔責任〕

第 1 条 本学会の会員は、自らの活動が個人や社会に及ぼす影響について責任を持たなければならない。

### 〔法令の遵守〕

第 2 条 本学会の会員は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守しなければならない。

### 〔人権の尊重〕

第 3 条 本学会の会員は、研究および実践活動の実施に際して、対象者の人格、人権を尊重し、これを侵害してはならない。

### 〔説明と同意〕

第 4 条 本学会の会員は、研究および実践活動の実施に際して、対象者に対してその活動について十分に説明し、同意を得なければならない。対象者には、協力の可否を決定する権利は対象者にあること、協力を拒否した場合でも不利益を被ることがないことを説明しなければならない。なお、同意の判断が対象者にとって困難な場合は、対象者を保護する立場にある者の判断と同意を得る必要がある。

### 〔秘密保持〕

第 5 条 本学会の会員は、研究および実践活動の中で得られた情報については厳重に管理し、秘密の保持に努めなければならない。また、同意された目的以外に情報を使用してはならない。会員をやめた後も、同様とする。

### 〔公表に伴う責任〕

第 6 条 本学会の会員は、研究および実践活動の成果を公表する場合には、学術研究団体構成員としての立場を自覚し、虚偽や誇張、歪曲、他の研究や論文の盗用などの不正な行為を行ってはならない。また、公表に際して特定個人の資料を用いる場合には、対象者のプライバシーが侵害されることのないよう、十分に配慮しなければならない。

ない。共同研究においては、公表に際して、共同研究者の権利と責任に十分に留意する必要がある。

〔他者との関係〕

第7条 本学会の会員は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交えるようにしなければならない。研究・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって他者を差別してはならない。

〔利益相反〕

第8条 本学会の会員は、自らの研究、審査、評価、判断、学術的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

〔自己研鑽〕

第9条 本学会の会員は、本倫理綱領を十分に理解し、実行できるよう、自己研鑽に努めなければならない。

〔倫理の遵守〕

第10条 本学会の会員は、本倫理綱領を十分に理解し、遵守するよう努めなければならない。本倫理綱領に抵触する疑義が持たれる事態が生じた場合、運営委員会の中に設けた調査チームによる調査が実施される場合がある。

附則

1. 本倫理綱領の制定および改定は常任運営委員会の議を経て、運営委員会で決定する。
2. 本倫理綱領は、2022年3月19日から施行する。